

令和元年度
労働対策促進事業
働き方改革相談指導等支援事業
実施規程

令和元年 8 月



北海道中小企業団体中央会

労働対策促進事業 働き方改革相談指導等支援事業実施規程

令和元年8月6日
北海道中小企業団体中央会

(目的)

第1条 この規程は、北海道中小企業団体中央会（以下「本会」といいます。）が令和元年度労働対策促進事業において実施する働き方改革相談指導等支援事業（以下「支援事業」といいます。）の実施について必要な事項を定めることを目的とします。

(支援対象となる者)

第2条 支援事業の対象となる者は、次のとおりです。

- (1) 本会の会員である事業協同組合及び協同組合連合会、火災共済協同組合、信用組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」といいます。）
- (2) 本会の会員である事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合に所属する組合員（以下「組合員」といいます。）

(支援対象となる取組)

第3条 支援事業の対象となる取組は、次のとおりです。

- (1) 働き方改革関連法の内容の周知・啓発、改正点やポイントとなる点等についての説明や解説など、組合員の働き方改革関連法への対応に資する組合による講習会等の開催（以下「講習会開催」といいます。）
- (2) 時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得など、働き方改革関連法への対応を円滑・適正に行うための組合又は組合員（以下「組合等」といいます。）の取組（以下「個別相談」といいます。）

(支援方法)

第4条 専門家を無料で派遣し、組合等を支援するものとします。派遣回数等については、講習会開催については1回、個別相談については1～2回程度とし、1回の派遣の時間は1.5時間を目安とするものとします。

(支援事業の申請)

第5条 講習会開催について支援事業を受けようとするときは、申請書（様式第1－講習会開催）に必要書類を添えて申請するものとします。

2 個別相談について支援事業を受けようとするときは、申請書（様式第1－個別相談）に必要書類を添えて申請するものとします。

(申請受付)

第6条 本会は、予算の範囲内において、第5条の申請を随時受付するものとし、予算に達した時点で受付を終了するものとします。

(決定通知)

第7条 本会は、組合等からの申請を受け付けたときは、申請書類を確認の上、速やかに、決定通知書（様式第2）により、専門家派遣を決定した旨を組合等に通知するものとします。

（派遣内容の協議及び通知）

第8条 本会は、前条の通知後、組合等と協議の上、派遣する専門家と派遣日時及び場所について決定するものとします。

2 専門家については、原則として組合等の所在する地域（本会本支部が管轄する地域区分による地域を指す）と同じ地域に所在する専門家を派遣するものとして前項の協議を行うものとします。

3 謝金及び旅費の支払については、以下の条件で専門家に依頼するものとして第1項の協議を行うものとします。

（1）謝金は、1時間当たり20,000円を限度とします。

（2）旅費は、鉄道賃等の公共交通機関の旅客運賃のみを支給するものとします。

（3）ただし、宿泊の必要がある場合は、1泊につき9,500円を限度として宿泊料を旅費に含めることができるものとします。

4 本会は、第1項の決定に基づき、第3項の条件で専門家へ依頼を行うものとします。

5 本会は、派遣内容通知書（様式第3）により、第1項の決定内容を組合等に通知するものとします。

（派遣完了期限）

第9条 本会は、原則として令和2年2月28日までに、全ての専門家の派遣を完了するものとします。ただし、組合等と協議の上、やむを得ない事情により本会が適当と認めた場合に限り完了期限を超えて実施するものとします。

（派遣内容の変更）

第10条 組合等は、派遣内容を変更する必要があるときは、あらかじめ本会と協議するものとします。

2 本会は、前項の協議の上、変更が適正と認められ、派遣する専門家の了承を得られたときは、派遣内容変更通知書（様式第4）により、変更した派遣内容を組合等に通知するものとします。

（実績報告）

第11条 講習会開催の場合は、組合は、専門家派遣が終了したときは、実績報告書兼支援評価書（様式第5－講習会開催）に、開催次第、出席者名簿、講習会等の写真、その他参考となるものを添えて、速やかに本会に提出するものとします。

2 個別相談の場合は、組合等は、予定していた全ての専門家派遣が終了したときは、実績報告書兼支援評価書（様式第5－個別相談）に、変更した就業規則や新たに定めた労務管理に関する様式等がある場合にはその資料を添えて、速やかに本会に提出するものとします。

（暴力団排除に関する誓約）

第12条 組合等は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について支援事業の申請前に確認しなければならず、申請書類の提出をもってこれに同意したものとします。

（調査への協力）

第13条 組合等は、必要に応じて本会が実施する調査等に協力するものとします。

(情報管理及び秘密保持)

第14条 組合等が、支援事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、支援事業の目的又は提供された目的以外に利用してはなりません。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含みますが、これらに限定されません。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはなりません。

2 前項の規定は支援事業の完了後も有効とするものとします。

(個人情報保護に関する取扱い)

第15条 本会は、組合等がこの規程に従って本会に提出する各種書類に記入された名前、住所等の個人情報について、支援事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した個人情報を適切に管理するものとします。

(その他)

第16条 本会は、この規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることがあります。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、支援事業の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第1－講習会開催

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

〔 組合の名称
代表者役職・氏名 〕

印

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業申請書

労働対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第5条の規定により、下記のとおり支援事業を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 講習会等の開催予定日時及び場所（専門家の派遣希望日時及び場所）

(1) 日時 令和 年 月 日 時 ～ 時

(2) 場所

2. 講習会等の参加予定者数

参加予定者数 名

3. 講習会等の目的及びテーマ並びに内容及び効果

目 的	
テ ー マ	
内 容 及 び 効 果	

4. 組合の概要【様式第1－講習会開催 別紙】 1部（※組合員名簿を添付）

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

〔組合等の名称
代表者役職・氏名〕

⑩

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業申請書

労働対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第5条第2項の規定により、下記のとおり支援事業を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 専門家の派遣希望回数及び予定時期

(第1回) 令和 年 月頃 (時間)

(第2回) 令和 年 月頃 (時間)

2. 働き方改革関連法への対応を円滑・適正に行うための取組の主な内容

3. 専門家に求める支援希望内容

4. (組合からの申請の場合)

組合の概要【様式第1－個別相談 別紙1】 1部

(組合員からの申請の場合)

組合員の概要【様式第1－個別相談 別紙2】 1部 (※組合からの推薦書を添付)

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一仁 様

〔 組合の名称
代表者役職・氏名 〕

⑩

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業推薦書

当組合に所属する下記組合員は、令和元年度働き方改革相談指導等支援事業にふさわしいものと認められますので推薦します。

記

組合員

- (1) 事業者名
- (2) 役職・氏名

様式第2

元道中第 号
令和 年 月 日

〔組合等の名称
代表者役職・氏名〕

様

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 ㊟

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業決定通知書

令和 年 月 日付で申請書の提出のあった標記支援事業の申請について、労働
対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第7条の規定により、専門家派遣を決
定したので通知します。

元道中第 号
令和 年 月 日

〔組合等の名称
代表者役職・氏名〕

様

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 ㊟

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業派遣内容通知書

令和 年 月 日付で決定を通知した標記支援事業については、労働対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第8条第5項の規定により、下記のとおり専門家を派遣することに決定したので通知します。

記

1. 派遣する専門家

2. 派遣日時及び場所

(第1回) 日時:

場所:

(第2回) 日時:

場所:

3. その他

- (1) 講習会開催の場合は、専門家派遣が終了したときは、実績報告書兼支援評価書に、開催次第、出席者名簿、講習会等の写真、その他参考となるものを添えて、速やかに本会に提出してください。
- (2) 個別相談の場合は、予定していた全ての専門家派遣が終了したときは、実績報告書兼支援評価書に、変更した就業規則や新たに定めた労務管理に関する様式等がある場合にはその資料を添えて、速やかに本会に提出してください。

様式第 4

元道中第 号
令和 年 月 日

〔組合等の名称
代表者役職・氏名〕

様

北海道中小企業団体中央会
会 長 尾 池 一 仁 ㊟

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業派遣内容変更通知書

令和 年 月 日付で派遣内容を通知した標記支援事業については、労働対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり派遣内容を変更することに決定したので通知します。

記

1. 変更前の派遣内容
2. 変更後の派遣内容
3. 変更の理由

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

〔組合の名称
代表者役職・氏名〕

印

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業実績報告書兼支援評価書

専門家派遣が終了したので、労働対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第11条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 講習会等の開催日時

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

2. 講習会等の開催場所

3. 講習会等の開催内容（タイトル・講師）

タイトル：

講 師：

4. 講習会等の参加人数

名

5. 開催次第、出席者名簿、講習会等の写真、その他参考となるもの
別添のとおり

6. 専門家派遣による成果

--

7. 専門家の評価（1が最低評価、5が最高評価）

コミュニケーション力	1	・	2	・	3	・	4	・	5
社会的マナー	1	・	2	・	3	・	4	・	5
専門性	1	・	2	・	3	・	4	・	5
分析力	1	・	2	・	3	・	4	・	5
提案力	1	・	2	・	3	・	4	・	5
丁寧さ、わかりやすさ	1	・	2	・	3	・	4	・	5
総合コメント									

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

〔組合等の名称
代表者役職・氏名〕

⑩

令和元年度働き方改革相談指導等支援事業実績報告書兼支援評価書

予定していた全ての専門家派遣が終了したので、労働対策促進事業働き方改革相談指導等支援事業実施規程第11条第2項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 専門家派遣の実績

専門家の氏名：

(第1回) 日 時：

場 所：

支援内容：

(第2回) 日 時：

場 所：

支援内容：

2. 専門家派遣による成果

--

3. 専門家の評価（1が最低評価、5が最高評価）

コミュニケーション力	1	・	2	・	3	・	4	・	5
社会的マナー	1	・	2	・	3	・	4	・	5
専門性	1	・	2	・	3	・	4	・	5
分析力	1	・	2	・	3	・	4	・	5
提案力	1	・	2	・	3	・	4	・	5
丁寧さ、わかりやすさ	1	・	2	・	3	・	4	・	5
総合コメント									

※ 変更した就業規則や新たに定めた労務管理に関する様式等がある場合にはその資料を添付すること。